

## インドネシアの過少資本税制について

北陸銀行 国際業務部  
バンクネガラインドネシア駐在  
上原 清志

## 1. はじめに

2015年インドネシア財務大臣令169号(2015年9月9日付、即日施行)により、過少資本税制に関する規定が制定されました。従前は明確な規定がありませんでしたが、今回は当局指針が示された形となり、実務にも影響が想定されることを踏まえ、概要を説明致します。

## 2. 過少資本税制とは

- (1) 法人等が資本に対して負債が多額である場合、「一定比率」を超える負債に関する借入費用(支払金利等)について、損金処理を認めないという法人所得税の計算上の規定です。  
この「一定比率」は、負債資本比率(Debt Equity Ratio 略称DEO)とされています。
- (2) 同規定導入の背景として、
  - ① 出資により資金調達した場合、出資の見返りとして(通常)親会社に対し配当金を支払います。一方、借入金として調達した場合、その見返りとして利息を支払うこととなります。
  - ② 税制上、配当金が損金不算入となるのに対して利息は損金算入となり、資金調達という経済効果が同じであっても、見返りの対価支払という面では所得計算上で差異が発生します。
  - ③ そのため、企業が租税負担の軽減を図る目的で、ほとんどの資金を増資ではなく借入で調達するという租税回避行為に対して、過少資本税制が規定されました。
- (3) 尚、日本など諸外国でも同様の規定があり、本規定がインドネシア独自のものではありません。

### 3. インドネシアの過少資本税制について

(1) 今回、インドネシア財務省によって規定された負債資本比率 (DEO) は、以下の通りです。

資本:負債=1:4

(2) この比率以上の債務がある場合、法人所得税の計算に際して、比率を超える負債に対応して支払われる借入費用 (支払金利等) について、税務上損金算入が認められません。

(3) 資本・負債の定義

【資本】

- ①財務会計基準での資本・資本剰余金・利益剰余金
- ②当該法人の特別関係者からの無利息借入金

【負債】

- ③長短借入金
- ④利払義務がある取引債務 (買掛金等)

※資本及び負債の額については、各月月末時点の資本及び負債の額の平均値に基づき算定されます。

※資本がゼロ若しくはマイナス (債務超過状態) の場合、負債関連費用の全額が損金不算入となります。

(4) 借入費用の範囲

借入金利、借入時のアレンジメントフィー、リース料、借入返済ペナルティー、同費用に伴う為替損益等が範囲となります。

(5) 開始時期

2016年1月1日か、それ以降に開始される会計年度から適用されます。

(6) 本制度の適用除外

銀行、ノンバンク系金融機関、保険会社等は本規定の適用除外です。

(7) その他

①外国ローンについて、税務当局に債務残高の報告義務が定められました。この報告義務を怠った場合は、比率に関係なく、同債務に対応する金利が損金不算入となると規定されており、十分注意が必要です。

②しかしながら、具体的な報告方法はまだ明記されておりません。今後発表される細則で発表される予定です。

(8) 罰則規定

現状のところ罰則規定はありませんが、将来的に税務調査等で損金不算入を指摘 (追徴課税?) される可能性もあり、注意が必要です。

## 4. 本規定による影響について

- (1) 銀行等からの借入が多い企業にとっては、法人税負担が増す懸念があり、今後の対応には注意が必要です。当地コンサルタントから、増資やDES（デットエクイティスワップ）を提案するところもあります。
- (2) 外貨建て借入金がある場合、為替変動により規定上の負債が増加する可能性があります。
- (3) 関連先（親会社等）からの負債に関する費用（利息）は、移転価格の対象にもなり、利率設定について、従来以上に注意が必要です。

## 5. おわりに

- (1) インドネシアの過去規定同様、突然のルール改定や延期・中止が十分予想されます。今後の当局から新たな発表があり次第、改めてご報告します。
- (2) 本手続きにつきましては、顧問会計士等専門家にもご確認の上、対応されることをお願い致します。

以上

<ご注意>文中意見は筆者の個人的見解であり、北陸銀行としての見解の反映ではありません。当レポートは作成時点の経済状況に基づき、情報提供のみを目的に作成したものです。

記載内容についてはご利用者のご判断と責任のもと、ご利用くださるようお願いいたします。

**ほくりく長城会**

**海外ビジネス情報**

発行：北陸銀行 ほくりく長城会事務局  
〒920-0024 金沢市西念1-1-3 コンフィデンス4F  
((株)人材情報センター内)  
TEL: (076)254-6500 FAX: (076)254-6565  
E-mail: info@chojo-hokugin.jp